会 議 録

会	議の	名	称	平成 27 年度 第 3 回枚方市空家等対策協議会 方針策定部会
開	催	日	時	平成 28 年 3 月 2 日 (水) 16 時 00 分から 16 時 30 分まで
開	催	場	所	枚方市民会館3階 第4会議室
出	席		者	村上部会長、高瀬副部会長、岡委員、小川委員、狩野委員、 染林委員、妹尾委員、鳥野委員、西中委員、松尾委員、三宅委員
欠	席		者	中村委員
案	件		名	 開会 市民意見の聴取の結果報告について 「枚方市における特定空家等への対策について(答申)(案)」 について 閉会
提出された資料等の 名 称				資料1.「枚方市における特定空家等への対策について(試案)」に対する市民意見の募集の結果(案) 資料2. 枚方市における特定空家等への対策について(答申)(案) 参考資料1. 枚方市の特定空家等対策について(試案) 参考資料2. 枚方市の特定空家等の判断基準 参考資料3. 枚方市における特定空家等への対策について(概要)
決	定	事	項	○市民意見の聴取の結果報告について、事務局の提案どおり公表する。○「枚方市における特定空家等への対策について(答申)(案)」について、文言を修正する。修正の確認は部会長に一任し、会長より市長へ答申する。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由				公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由				公表
傍	聴 者	の	数	0 人
所 (管 事 務	部局	署)	環境保全部環境衛生課

審 議 内 容

総括

議事2. 市民意見の聴取の結果報告について

○市民意見の聴取の結果報告について、事務局の提案どおり公表する。

議事3.「枚方市における特定空家等への対策について(答申)(案)」について

○「枚方市における特定空家等への対策について(答申)(案)」について、文言を修正する。 修正の確認は部会長に一任し、会長より市長へ答申する。

議事1. 開会

部会長 平成27年度第3回枚方市空家等対策協議会・方針決定部会を開催いたします。

議事2. 市民意見の聴取の結果報告について

部会長 それでは、本日の審議に入ります。前回の部会では、本協議会から市民意見の 聴取を行うにあたりまして、対策のあり方を試案として取りまとめる審議を行い ました。試案については1月に市民意見の聴取実施いたしましたので、まずその 結果につきまして、事務局から報告してください。

事務局 (資料1に基づき説明)

部会長 ただいまの事務局からの御説明を受けまして、何か御質問等ございませんか。 (意見無し)

それでは、結果の報告につきましては以上とします。

議事3.「枚方市における特定空家等への対策について(答申)(案)」について

部会長 それでは、続きまして、議題3の答申案について、審議を行ってまいりたいと 思います。事務局から説明をお願います。

事務局 (資料2に基づき説明)

部会長ありがとうございました。

ただいま事務局から枚方市における特定空家等への対策について(答申)(案)につきまして、1ページの「はじめに」というところと、20ページの「おわりに」というところを特に説明いただきました。その間の部分は市民の意見聴取に際して既に公表されており、本委員会でも議論しておりますので、「はじめに」と「おわりに」の間は基本的に内容が確定している事項となります。

「はじめに」と「おわりに」のところで、ご質問・ご意見はございますか。

委員 1ページの中ほどの3段落目に、「こうした状況の中で」と始まっているところの3行目で、「空家等に対する対策」という表現は、いかがなものかと思います。

その下の段落の「枚方市においても、空き家の敷地内の草木の繁茂」、その次に「家家屋の損壊など様々な管理不良な空き家に関する相談」と続きますが、空き家というが繰り返しとなっているようなで、前の「空き家」は必要ないと思います。

事務局 ご意見の1つめの「対する対策」となっていましたが、「空家等への対策」と いうかたちでいかがでしょうか。

(委員より了承あり。)

事務局 ご意見の2つめの「空き家」の繰り返しにつきましては、ご意見のとおり、前 の「空き家」の文言を抜いても文章が成立いたします。よって、「枚方市におい ても、敷地内の草木の繁茂」というかたちとさせていただきます。

部会長 「空き家」をとった場合に、「空き家の敷地内の」というのと、単に「敷地内の」 となったときに、同じ意味となりますか。

事務局 その後の「管理不良な空き家に関する」という文言と続いておりますので、そ のような記述と考えます。

委員 部会長の意見は、敷地内というのは空き家以外の普通の敷地内というようなことも想定される可能性があるということです。その後の「管理不良な空き家」に 続けるには、「敷地内の草木の繁茂及び家屋の損壊などさまざまな管理のできない空き家」とすれば、スムーズにつながると思います。

事務局 「及び」ということで、文章をつなげるということでしょうか。

委員 そうです。

事務局 ありがとうございます。

部会長 ありがとうございました。よろしくお願いします。他にございませんでしょうか。

ございませんようでしたら、一部文言の修正の上で承認したいと思います。答 申の内容に関する審議につきましては、以上とさせていただきます。後日、私の ほうから市長に答申を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしま す。

それでは、本日審議を行いました内容について、簡単に総括したいと思いますが、「はじめに」と「おわりに」というところの審議をいたしまして、委員から 2カ所のご意見がございましたので、意見交換の内容を踏まえまして、市の原案

どおりに進めていくことでまとめてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

部会長それでは、事務局のほうから何か確認事項はございますでしょうか。

事務局 これまで、ご審議いただきました特定空家等の判断基準に基づいて、この4月 から特定空家等への対応を行っていくことになります。

第1回の協議会の際に一度ご説明させていただいた内容となりますが、個別の特定空家等への対応に関する審議を行っていただく場として、別の部会を設置していただきたいと考えております。つきましては、部会の構成等について御検討いただきたいと考えております。

部会長 空き家の個別案件の審査のための部会の設置ですが、協議会の構成にかかわる 事項ですので、当部会ではなく協議会の全体会で協議を行うべき内容と考えます。 そこで、協議会規約の第3条第1項の規定に基づきまして、協議会会長として全 体会をこの場で招集し、本日協議を行いたいと思います。委員の皆様はよろしい でしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

部会長 ありがとうございます。それでは、当部会を閉会した後に協議会の全体会を行 うことといたします。

全体会の場合は、市長も構成員として協議に加わっていただくことになりますが、市長の御出席のほうは、事務局、いかがでしょうか。

事務局 事前に市長、副市長の日程を確認しておりますが、両者とも他の公務により出席できないため、協議会規約第6条第1項第3号の規定により、環境保全部長が、市長の代理を務めさせていただきたいと考えます。

部会長 よろしくお願いします。それでは、本日の当部会は以上といたします。準備が でき次第、全体会を開催いたします。